

## 女鹿地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
一戸町	平成25年6月	令和6年3月27日
対象地区名(地区内の集落名)		
女鹿(女鹿)		

① 地区内の耕地面積(遊休農地を除く耕地面積 172.6ha)	179.4 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	89.7 ha
③ 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	21.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計(後継者なし含む。)	3.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.3 ha
④ 地区内において今後中心経営体引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.2 ha
(備考)	

注1: ③の「70歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

70歳以上で後継者未定の面積が3.1ha、農地の貸付・売渡希望が15.6haあるが、中心経営体の引き受け意向が4.2haしかなく、新たな農地の受け手が必要である。また、狭小で不整形な農地や狭隘な農道等が多く、農地を集約するためには、水田等の基盤整備や農道・水路の整備が必要である。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

この地区の農地利用は、中心経営体である5経営体の認定農業者が担うほか、他の中心経営体の農地利用も促していく。また、集落営農を含め、新たな中心経営体を育成・確保していくことで対応していく。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地所有者は、経営転換する場合や営農の継続が困難になった場合は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付ける。</li> <li>農地所有者は、分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする場合は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付ける。</li> </ul>
(2) 新規・特産化作物の導入、複合化、6次産業化、高付加価値化など	<ul style="list-style-type: none"> <li>水稲と野菜、葉たばこ、花き等との複合化を推進する。</li> <li>産直向け野菜の栽培、加工品の検討を進める。</li> <li>無農薬栽培を推進する。</li> <li>施設園芸(トマト等)や花き(リンドウ等)の生産振興を図る。</li> </ul>
(3) 耕作放棄地の解消・再生利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>多面的機能支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、荒廃農地の再生に取り組む。</li> <li>遊休施設(ハウス等)の利活用を進める。</li> </ul>
(4) 基盤整備の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産効率の向上や農地の集積集約化を図るため、水田の基盤整備等を検討する。また、集落営農についても検討する。</li> </ul>
(5) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>産直への加入を推進する。</li> <li>中心経営体になりうる新たな担い手の確保について検討する。</li> </ul>

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	2 人	2 法人
② 認定新規就農者	人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 <sup>注)</sup>	5 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	6 人	法人

注: 基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	35.8 ha	179.4 ha	20.0 %
今後	40.0 ha	179.4 ha	22.3 %